

## 第 5 回共通到達度確認試験試行試験の取扱いについて

平成 30 年 7 月 17 日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会  
共通到達度確認試験システムに  
関するワーキング・グループ

### はじめに

- 共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」という。）のもとに設けられた「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ（平成 24 年）」において、未修者教育の質保証を図る観点から構想されたものであるが、平成 25 年 7 月の関係閣僚会議決定においても、これを既修者にも適用できるものとして、その基本設計を検討することとされたところである。
- その後、特別委員会のもとに設けられた「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ（平成 25 年）」において基本設計が示され、平成 26 年度から試行が開始されたところである。
- 更に、平成 27 年 6 月の「法曹養成制度改革の更なる推進について」（法曹養成制度改革推進会議決定）においては、平成 30 年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら試行を毎年度行い、試行対象者を法学既修者にも順次拡大する。また、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、試行と並行して、確認試験試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとされたところである。
- 本WGでは、これまでに実施された試行試験により得られた成果と課題を踏まえつつ、今年度の試行試験が本格実施前の最後の試行試験となる予定であることに十分留意しながら、今年度の試行試験は以下のとおり取り扱うものとする。

## 1. これまでの試行試験で明らかになった成果

- これまでに実施された4回の試行試験を通じて、主に以下の成果が得られている。
  - 正誤式問題と多肢選択式問題の併用により、基礎的な知識や、一定の知識を前提とした思考力を確認することが可能。
  - 短時間で多数の答案を採点する必要があることなどに鑑みれば、マークシートによる回答方式が適切。
  - 憲法・刑法については30問程度、民法については45問程度の出題で一般的な理解を確認することは十分に可能。
  - 憲法、民法、刑法については、1年次と2年次において同一の問題を使用しても、既修・未修別、学年別に学修の到達度において一定の差異が認められる一方、短答式の問題を用いて基本的な学修到達度を確認する観点からは、学年別問題の作成には困難が伴う。また、出題範囲を限定せずとも、おおむね良好に到達度を判定することができる。
  - 憲法、民法、刑法の成績と民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の成績との間には、強い正の相関が見られる。
  - 民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法については、学修の進度が法科大学院によって大きく異なるなど、2年次までに全法科大学院生が共通して修得すべき水準の設定には困難な面がある。
  - 法曹実務家が点検委員として参画することは、出題内容の適切さを確保する上で重要。
- 今年度の試行試験は、上記の成果を踏まえつつ、更に検討を深める必要のある点について検証・分析を行うこととする。

## 2. 第5回試行試験の主目的

- これまでの試行試験で得られた成果を踏まえ、今回の試行は以下の点を主眼に行うこととする。
  - 1年次学生と2年次学生とを対象としつつも、1年次の法科大学院生が到達すべき学修の水準を確認するための試験内容等の知見をより高めること
  - 進級判定に当たって必要となる、判定基準の設定の在り方について検証・分析すること
  - 全ての法科大学院の1年次学生が原則として受験することになる本格実施時の実施体制や運営の在り方について検討すること

- 本格実施の際に法科大学院が全体として主体的に参画することを前提として、引き続き、文部科学省も実施体制の構築に関与することとする。その際、これまでの試行試験で得られた知見が適切に引き継がれるよう留意する。

#### (考え方)

- ・ 基本設計に示されているとおり、確認試験は、
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修指導等に活用すること
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することの2点を目的としており、これらの目的を踏まえて確認試験が効果的に機能するものとなるよう、本格実施に向けて試行を実施する必要がある。
- ・ 本年度の試行試験は本格実施前の最後の試行試験となる予定であることから、これまでの蓄積を生かしつつ、上記のとおり検証・分析すべき課題を重点化することで、本格実施に向けた課題を効率的・効果的に検証することとする。また、問題の作成については、これまでの4回の試行試験の成果を生かし、知見をより高めることを目的とする。
- ・ 本格実施時に共通到達度確認試験の成績を進級判定に活用する方策については、各法科大学院において決定することを前提とした上で、試行試験を通じて関係する情報を収集・整理し、各大学が検討する際の参考となるよう、その結果を共有する。
- ・ 本格実施に当たっては、本試験が適切かつ継続的に実施されるよう、適切な実施体制を構築し、試験を運営する必要がある。そのため、本格実施時の実施体制や運営の在り方について、本格実施団体において検討・検証を行うこととする。なお、本格実施までに、法科大学院が自律的に試験の企画等を行うことができるよう、他学部等で実施されている共用試験も参考にしながら、第5回試行試験についても、引き続き、文部科学省が実施方針・実施細目等の作成に一定の役割を果たすとともに、これまでの試行試験で得られた知見が適切に引き継がれるよう留意する。

### 3. 対象者・試験科目

- 対象者は、1年次（法学未修者コース）及び2年次（法学未修者コース及び法学既修者コース）の学生とする。
- 試験科目は、憲法・民法・刑法の3科目とする。

#### （考え方）

- ・ 法学未修者の質保証を重点的に進める観点からは、1年次学生を対象を限定することも考えられるが、短答式の問題を用いて基本的学修到達度を確認する観点や、これまでの試行試験の積み重ねを踏まえ、その結果を分析・検証して本格実施に向けた知見を蓄積すべきとの観点から、2年次学生も対象とすることが適当である。
- ・ 試験科目については、第3回までの試行試験において、憲法、民法、刑法の3科目の成績と、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の4科目の成績との間に強い正の相関が見られ、必ずしも7科目全ての試験を実施しなくとも学修到達度を推定することが可能と考えられる結果が得られたことや、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の4科目は法科大学院によって学修の進度が大きく異なり、2年次までに共通して修得すべき水準の設定が困難であること等を踏まえ、憲法・民法・刑法の3科目を実施し、更に精度を高めていくこととする。

### 4. 出題範囲・難易度

- 1年次学生と2年次学生で共通の問題とする。
- 出題範囲を限定せず、難易度を含め多様な問題を出題することとする。
- 作問に当たっては、法科大学院の教育課程や到達目標モデルに即した問題とすることとする。

#### （考え方）

- ・ 第5回試行試験では、第4回に引き続き、基本設計において示された到達度の水準を踏まえつつ、1年次までの学修を通じて到達すべき学修の水準を確認するために、1年次学生の正答率が6割程度となるよう適切な問題の在り方に関する検討を更に深め、精度を高める必要がある。

- これまでの試行試験において、短答式により、学年別問題を作成・実施することの困難さが明らかになり、出題範囲や難易度等に関しても一定の知見が蓄積されてきた。
- そのため、今回の試行試験については、前回と同様に、1年次学生と2年次学生で同一の問題を使用して、結果を検証するとともに、問題の内容としては、思考力を確認する問題を含め多様なものとし、所属するコースや年次毎に結果を分析することとする。また、検証の参考となるよう、これまでの試行試験の結果も参照し、過度に難しい問題とならないよう留意しつつ、問題の難易度や内容の多様性にも配慮することとする（「5. 受験者情報の把握・取扱い」も参照）。
- また、この3科目については、これまでに実施された試行試験では、特に出題範囲を限定せずに試験を実施してもおおむね良好に到達度を判定することができているため、引き続き出題範囲の限定は不要と考えられる。
- なお、「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議）」では、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定することについても記載されており、本格実施の際にはこのことについても十分配慮する必要がある。
- 点検委員として法曹実務家が参画し、問題案の実務的な意義や位置づけについて、研究者とは異なる視点から、適切な指摘を受けることは、出題内容の適切さを確保する上で重要な意義を有しているということができるとの指摘を踏まえ、第5回試行試験も科目の特性を踏まえつつ、適切な作問体制を整えた上で実施するものとする。

## 5. 受験者情報の把握・取扱い

- 各問題の難易度等の適切性を検証できるよう、試行試験の問題ごとに、
  - 法学未修者・1年次
  - 法学未修者・2年次
  - 法学既修者・2年次
 に区別して正答率等を把握するとともに、個人情報の取扱いに留意しつつ、個別の受験者の情報を各法科大学院に伝達することとする。
- ただし、試行段階にあることを考慮し、今年度の試行結果は受験者の進級判定等に利用せず、確認試験の結果分析や学修指導のために使用すること

とする。

- 各法科大学院において、司法試験短答式試験合格状況等と確認試験の結果との相関関係を分析できるようデータを保管する。

(考え方)

- ・ 確認試験の本格実施に向けて、精緻な分析を行うためには、個人情報の保護に配慮しつつも、確認試験の結果と法科大学院の学修状況等との関連性を整理するため、受験者個々の試験結果に関する情報（以下「受験者情報」という。）を把握することが必要になる。
- ・ 更に、将来的な司法試験短答式試験の免除の可能性も想定しつつ、司法試験短答式試験の合格状況も含めた相関関係を分析できるようにすることが必要である。
- ・ そのため、情報セキュリティに十分に留意した上で、受験者情報を各法科大学院に適切に伝達することとする。
- ・ 特に、受験者情報については、試行試験であることを考慮し、今年度の試行結果は確認試験の結果分析や学修指導のために使用することにとどめるものとし、進級判定等に利用されないことがないよう十分な管理を行うものとする。
- ・ なお、受験者情報の各法科大学院への伝達については、これを進級判定等に利用するとの誤解を学生に与えないようにするため、これまでの試行試験と同様に、4月以降に行うこととする。

## 6. 実施方式

- 第5回試行試験については、各法科大学院共通の日程で、平成31年3月14日（木）に実施する。
- 解答方式はマークシート方式とする。

(考え方)

- ・ 第5回試行試験については、適切なデータ分析等を行うための受験者の確保等の観点から、平成31年3月14日（木）に実施することとするが、本格実施に当たっては、進級判定への活用、社会人学生の受験機会確保の観点から、学事日程との関係を踏まえ、適切な日程を検証するも

のとする。

- これまでの試行試験の結果によると、マークシートによる解答方式においては、発展的・応用的な思考能力を具体的に確認することには限界があるが、基本的な知識や思考力、論理力を確認することは十分に可能である。
- また、法科大学院における学修の到達度を確保するための試験としての性格や、進級判定等に利用する場合、短期間で多数の答案を採点する必要があること等に鑑みれば、マークシート方式による実施が適切である。

## 7. 試験結果の活用（情報提供）

- 試験実施後の適切な時期に、各設問の解説や全体分布等の情報を公表することとする。
- 特に、試験の解答・解説については、試験当日に公表することとする。

（考え方）

- 受験者が試験結果をその後の学修に適切に活用していくためには、全国レベルにおける得点分布等とともに、各設問の難易度、出題趣旨や背景を含めた問題の解答・解説についても早期に公表していくことが必要であると考えられる。
- また、実際に指導にあたる教員にとっても、学修の盲点等を把握し、その後の学修指導に生かせるようにするため、誤答傾向等を整理できるようにしておくことが必要であると考えられる。
- 特に、解答・解説については、受験者の復習に資するため、試験当日に公表するものとする。また、学修定着度に課題がある学生についても、適切な形で復習が可能となる解説があることが望ましい。
- このような取組を通じて、受験者にとっての試験の有用性を高め、もって、確認試験の活用が図られることが望ましい。

## 8. その他

○第5回試行試験の問題作成等については、過去の試行試験により得られた成果や課題等の蓄積を生かすため、東京大学、京都大学、一橋大学、神戸大学を中核としつつ、各法科大学院の協力の下に実施するものとする。

- また、実施方針や実施細目等については、本WGにおいて別途検討を進めていくものとする。
- 今後の試験の在り方の検討に資するよう、試行試験に参加した学生・法科大学院からの意見を聴取することとする。